

令和3年8月31日

## 令和4年度の財政投融资計画要求書

(機関名：脱炭素社会実現のための機関)

### 1. 令和4年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	200	—	200	皆増
うち 出 資	200	—	200	皆増
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	200	—	200	皆増

### 2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度末 残高(見込)	令和3年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	200	—	200	皆増
うち 出 資	200	—	200	皆増
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	200	—	200	皆増

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

区 分		令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		200	—	200
(内訳)	支援事業体への出資等	200	—	200

#### 資金計画

(単位：億円)

区 分		令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		200	—	200
(財源)	財政投融资	200	—	200
	財政融資	—	—	—
	産業投資	200	—	200
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	—	—	—

(注) 民間からの出資も想定。

## 財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：脱炭素社会実現のための機関)

＜官民の役割分担・リスク分担＞

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

脱炭素社会の実現に向けた世界的な社会や産業構造の大転換の中で、日本においても2030年度の温室効果ガス2013年度比46%削減や2050年までのカーボンニュートラルの達成に向けた取組を加速させなければ、今後、日本企業の国際競争力確保が非常に困難となる。政策面でも、諸外国の大規模な脱炭素誘導策に比肩する程の大胆な政策を行わなければ、元来欧米、特に欧州が優位を取っている中、日本の経済成長は世界に遅れをとってしまうという危機的な状況にある。

このため、脱炭素化に資する日本企業の取組を、量・質ともに飛躍的に向上させることが重要である。しかし、現状では、脱炭素化に資する事業に対して、脱炭素社会実現に必要なレベルには民間資金が十分に集まらないことで、(1)事業が実施できない又はビジネスモデルが確立されない(量の不足)、(2)マーケットにノウハウの蓄積が不十分であるが故にビジネスのエコシステムが確立されずに脱炭素ビジネス全体の健全な成長が促されない(質の不足)等の問題が生じている。

脱炭素化に資する事業に対して民間が参入を躊躇する傾向にあるのは、大規模な初期投資を要すること、新たな技術やビジネスに対する知見が普及していないこと、事業の実施地域や関係機関との合意形成に不確実性がある等の理由から、民間だけではリスクを取ることが難しいからである。故に、公的出資も活用したリスクマネーの供給が重要であり、呼び水効果を通じて民間資金を誘発していくことで、脱炭素社会実現に十分なマーケットの形成が可能となる。以上のように、公的な出資を活用して民間資金を誘発し、46%目標やカーボンニュートラル実現に十分な金融マーケットを形成することで、(1)民間の脱炭素化に資する事業を行いやすくする、又は新しいビジネスモデルを確立させ(量の向上)、(2)ノウハウを蓄積したマーケットがエコシステムの機能を高めて脱炭素ビジネス全体の発展を可能とし(質の向上)、脱炭素化に資する民間事業者の取組を一層加速させることができる。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

脱炭素化に資する事業は、大きな初期投資が必要であり回収までに一定の期間を要すること、事業実施地域における合意形成、ビジネスモデルや設備性能、技術力、制度等の急速な変化等の不確実性により、民間だけではリスク取ることが難しい。

本機関は、上記のような民間が取り切れないリスクについて、公的出資も活用したリスクマネーの供給を通じてリスクを負担し、民間資金を誘発することを目指しており、民間企業のモラルハザードを惹起するものではない。

＜対象事業の重点化・効率化＞

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対

象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

脱炭素化に資する事業は、大きな初期投資が必要であり回収までに一定の期間を要すること、事業実施地域における合意形成、ビジネスモデルや設備性能、技術力、制度等の急速な変化等の不確実性により、民間だけではリスク取ることが難しい。

本機関は、上記のような民間が取り切れないリスクについて、公的出資も活用したりスキママネーの供給を通じて、民間資金を誘発して国内の脱炭素投資を促進することを目指しており、民業を補完するものである。

例えば地域における脱炭素化に向けた取組などについては、事業のノウハウや知見が十分に普及していない場合、民間資金が十分に集まらないこともある。こうした取組を、公的出資も活用して後押ししていく。

なお、本機関は、脱炭素社会実現が現実的に可能となると見込まれる時点まで時限的に設置する予定であり、民業を圧迫するものではない。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融资の要求内容にどのように反映しているか。

(新規事業であるため、記載事項なし。)

<その他>

5. 上記以外の特記事項  
特になし。

# 産業投資について

(機関名：脱炭素社会実現のための機関)

## 1. 産投事業の内容

### (1) 具体的な事業内容

本機関は、2030年度の温室効果ガス2013年度比46%削減や2050年までのカーボンニュートラルの達成に資する事業に対し、出資を通じて民間だけでは負担できないリスクマネーを供給し、民間投資の促進を図るものである。

具体的には、例えば太陽光発電事業等の再エネ事業とその有効利用率を向上させるために必要な蓄電池等の整備に係る事業のほか、物流施設の脱炭素化や吸収源対策にもなる森林の保全整備や利用等を行う事業等を支援する。

リスクマネーの供給に際しては、投資対象を精査すると共に、出資先に対し、専門的知見を活かした経営支援等を実施する。

### (2) 必要とする金額の考え方

支援対象となり得る事業は多数存在し、また、多様な事業からなるポートフォリオによってリスクを適切に管理することを想定している。このため、当該機関による事業体への出資等に必要な額として、令和4年度においては財政投融資（産業投資）から200億円を要求している。

### (3) 見込まれる収益

本機関は、長期的に収益性を見込める脱炭素化に資する事業から安定的な利息・配当収入及び出資持分の売却収入の獲得を目指すものであり、収益可能性があると見込まれる。

### (4) 民間資金の動員の蓋然性

本機関は、出資の検討及び実施に際しては、民間企業や民間金融機関等と協力し、民間資金を最大限活用していく。

## 2. リスク管理体制

産業投資の執行に際しては、個別案件ごとに、投資内容、投資決定のプロセスや背景、各投資先企業の財務情報や回収見込額等について事前に確認し、資金需要に応じて実行する。

残高（ストック）の管理においては、個別の案件でのリスクテイクと全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネジメントにより、産業投資の毀損を回避し、一定の利益を確保する。

モニタリングについては、モニタリング規程を定め、業務内容や確認すべき事項を

具体化し、必要に応じて理事会への報告規程を設ける等の体制を整備する。

## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：脱炭素社会実現のための機関)

「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に盛り込まれた事項に関する要求内容

本件は、脱炭素化に資する事業に対し、資金の供給その他支援を行う機関を創設し、当該機関に対する産投出資を要求するものである。

「経済財政運営と改革の基本方針2021」や「成長戦略実行計画」においては、グリーン社会の実現は成長の原動力であり様々な分野での脱炭素化を目指すことや「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、脱炭素先行地域を核に全国各地に脱炭素の取組を波及させる脱炭素ドミノを実現するとされている。「地域脱炭素ロードマップ」においては、脱炭素事業に意欲的に取り組む事業者等を集中的、重点的に支援するため、資金支援の仕組みを抜本的に見直し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築すること、支援に当たっては、民間投資の呼び込みを一層促進するための出資等の金融手段の活用も含め、事業の特性等を踏まえた効果的な形で実施することとしている。

【経済財政運営と改革の基本方針2021】

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

1. グリーン社会の実現

(2) 脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策

(省略)

電力部門以外は、炭素生産性が欧州に比べ劣っている中、省エネルギーを徹底し、未利用熱等も活用するとともに、供給側の脱炭素化を踏まえた電化を中心に進める。電化できない熱需要については、水素などの脱炭素燃料やカーボンリサイクルも活用していく。自動車については、EV充電設備や水素ステーションの整備等を進め、普及が遅れている電動化を戦略的に推進するとともに、SSの総合エネルギー拠点化等を進める。住宅・建築物については、規制の措置を含む省エネルギー対策を強化し、ZEH・ZEB等の取組を推進するとともに、森林吸収源対策を強化する。水素の輸入等のためのカーボンニュートラルポートの形成や船舶・航空分野の脱炭素化を進める。特に、2030年度目標の実現のため、複数年度にわたる取組を計画的に実施する新たな仕組みを検討する。「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、地域・暮らしの分野における地方自治体や国民の取組を推進し、2030年までに脱炭素先行地域を少なくとも100か所創出するとともに、全国で重点対策を実施し、脱炭素ドミノを起こす。

【成長戦略実行計画2021】

第3章 グリーン分野の成長

4. 地域脱炭素ロードマップ

地域脱炭素ロードマップに基づき、少なくとも100か所の脱炭素先行地域において2030年までの民生部門の電力消費における脱炭素実現を目指す。また、重点対策を全国で実施し、先行地域を核に脱炭素ドミノを実現する。特に以下の事項を中心に、今後5年間で集中して取組を進める。

(1) 地域の取組に対する継続的・包括的な支援

人材派遣・育成、情報・技術の共有、必要な資金の確保のため、先行地域をはじめとする地域の脱炭素取組を継続的・包括的に支援するスキームを構築する。

## 財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：脱炭素社会実現のための機関）

### 1. 政策的必要性

2030年度の温室効果ガス2013年度比46%削減や2050年までのカーボンニュートラル実現のためには、民間の脱炭素化に資する事業への投資を促進する必要がある。しかし、現状では、こうした高い政策目標の実現を可能とする程の民間投資が行われていない。

脱炭素化に資する事業は、長期的には安定的なリターンが見込まれる一方で、大きな初期投資が必要であり、新たなビジネスモデルや技術の導入、実施地域関係者との合意形成に時間を要する等の不確実性があるため、民間だけでリスクを取ることが難しい傾向にある。このため公的資金も活用してリスクマネーを供給し、民間資金を誘発する制度を創設する必要がある。

### 2. 民業補完性

1に記載の通り、本機関は、民間だけではとれないリスクを補完するためにリスクマネーを供給する。このため、個々の案件についても、初期段階から、民間企業のみによる出資の可能性も確認しつつ、補完性を念頭に置いた支援を行うこととする。

また、特に民間事業者が行う再エネ関連の事業等については、基本的に民間保有資産になるものであり、地方公共団体が自ら支援を行うことが難しいこともある。こうした状況を踏まえ、国からの公的出資を活用した呼び水効果により同事業を支援する必要がある。

### 3. 有効性

本機関を通じた投資による民間資金の呼び水効果、当該投資に関連する設備への投資等の波及効果、新しいビジネスモデルの確立による同一若しくは類似の事業への民間資金の誘発、民間金融機関へのノウハウ蓄積によるビジネスのエコシステムの確立による事業自体の成長、そのほか政府一体となって行うあらゆる政策とのシナジー効果等により、2030年度の温室効果ガス2013年度比46%削減や2050年までのカーボンニュートラル実現を目指す。

### 4. その他

産業投資の執行に際しては、個別案件ごとに、投資内容、投資決定のプロセスや背景、各投資先企業の財務情報や回収見込額等について事前に確認し、資金需要に応じて実行する。残高（ストック）の管理においては、個別の案件でのリスクテイクと全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネジメントにより、産業投資の毀損を回避し、一定の利益を確保する。



## 2 年度決算に対する評価

(機関名：脱炭素社会実現のための機関)

1. 決算についての総合的な評価

令和4年度業務開始予定のため該当なし。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

令和4年度業務開始予定のため該当なし。

(2) 費用・収益の状況

令和4年度業務開始予定のため該当なし。